

本リリースは、新株予約権付社債（＝CB）の元本を保有していない方用のリリースです。

エルピーダメモリ株式会社130%コールオプション条項付

第2回無担保転換社債型新株予約権付社債

（期中償還請求権及び転換社債型新株予約権付社債間限定同順位特約付）

エルピーダメモリ株式会社130%コールオプション条項付

第3回無担保転換社債型新株予約権付社債

（期中償還請求権及び転換社債型新株予約権付社債間限定同順位特約付）

平成25年2月28日

元本を保有していない

標記転換社債型新株予約権付社債権者各位

更生会社 エルピーダメモリ株式会社

管財人 坂本 幸雄

管財人 小林 信明

更生計画認可決定のお知らせ

【平成25年3月18日差替 赤色の修正履歴部分の記載を変更いたしました。】

第1 はじめに（更生計画認可のご報告）

1 更生計画認可

弊社は、平成24年8月21日に東京地方裁判所に更生計画案を提出し、同年10月31日、更生計画案を債権者による決議に付する旨の決定がなされておりましたが、平成25年2月26日までの書面投票による決議の結果、多数の債権者の皆様よりご賛同を賜り法定の可決要件を満たし、本日、同地方裁判所より更生計画認可の決定を受けましたので、ご報告申し上げます。これもひとえに関係各位のご理解とご協力の賜物と心より感謝申し上げます。

弊社は、今後、債権者の皆様にご承認頂いた更生計画を着実に遂行すべく努めて参る所存ですので、今後とも弊社の更生手続へのご理解とご協力をよろしくお願い申し上げます。

2 更生計画認可に伴う効果

更生計画の認可により、社債権者様が同日時点で保有している債権額を基準として、更生計画に従い、17.4%の確定額弁済と追加弁済及び残額の免除が行われることとなります。

本書冒頭に記載した弊社が発行する新株予約権付社債（CB）（以下「本件社債」といいます。）に係る更生債権は、更生計画認可決定日に会社法上の「社債」から民法上の「指名債権」となり、以後、株式会社証券保管振替機構を振替機関とする振替社債としての取扱いは終了し、振替口座簿の記録等は抹消されることとなります。また、株式会社あおぞら銀行の社債管理者としての業務は終了し、社債管理者が、更生計画認可決定後、本件社債に係る更生債権に対する弁済を受領することはなく、弊社より各社債権者様に対して直接弁済がなされる予定です。

このため、社債元本、未払利息・遅延損害金ともに、計画に従った弁済を受領する権利者の特定が必要となります。

さらに、今後の本件社債の譲渡に際しては、民法上の指名債権譲渡の方法（民法467条による弊社（エルピーダメモリ）への通知）によることが必要となります。

第2 更生計画に基づく弁済を受けるために必要なこと

本件社債を保有する方に対する更生計画に基づく弁済に関しては、

- ①元本を保有する方（利息・遅延損害金も元本とともに保有する方も含まれます）、
 - ②利息・遅延損害金のみを保有する方（元本も保有している方は①に含まれます）、
- とで、取扱いが異なります。

本リリースでは、②の方につきご説明致します。

①の方は、弊社ウェブサイトにおいて、本リリースと同時掲載している①の方用

のリリースをご覧ください。

1 ②利息・遅延損害金のみを保有する方

本件社債の元本は保有しておらず利息・遅延損害金¹のみを保有する方（以下「利息遅延損害金のみ保有者」といいます。）については、弊社にて当該利息遅延損害金のみ保有者を把握することが不可能であるため、今後、弊社から、認可決定のお知らせや弁済のご案内を書面にてお送りすることができません。

したがって、仮に、利息遅延損害金のみ保有者が、利息と損害金に対する弁済を受けることをご希望の場合には、

- (i) 本リリース添付1「振込先指定書」、
- (ii) 本リリース添付2「新株予約権付社債の利息と遅延損害金の保有及び弁済充当の申述書」に必要事項を記載したもの、
- (iii) (ii)の内容を証明するための、社債、株式等の振替に関する法律第277条に定める振替口座簿記録事項証明書（そのコピーを含む。）や債権譲渡通知（平成24年2月28日以降に利息又は遅延損害金を譲り受けた場合）等の所要の証拠書類（以下「証拠書類」といいます。）、

を下記3の宛先にお送り頂く必要があります（本リリース添付3「弁済を受けるために必要となる書類のご案内」をお読みください。）。

なお、弊社が(i)(ii)(iii)の書類全てをご郵送頂いたことを確認後に、利息遅延損害金のみ保有者に対する弁済を致しますので、恐れ入りますが、平成25年4月20日までにこれらの書類をご郵送ください。これらの書類をご郵送頂くタイミングによっては、更生計画に基づく弁済を受ける時期が遅れ得ることにご留意ください。

¹ 平成24年2月28日（更生手続開始の申立て日の翌日）～**同年**3月22日（更生手続開始日の前日）の遅延損害金に限られます。これより後に発生する遅延損害金は、更生計画に基づき全額免除されます。

2 権利移転の場合

前述1の書類を提出した方から、平成25年2月28日（更生計画認可決定日）以降に、さらに利息や遅延損害金を譲り受ける場合には、民法上の指名債権譲渡の方法によることが必要となるため、下記3の宛先に債権譲渡通知をご郵送ください。

譲受人が当該譲受債権について弁済を受けるために必要な書類等については、弊社ウェブサイトの平成25年3月18日付「更生計画認可決定後における債権譲渡に関するお知らせ（CB保有者用）」<http://www.elpida.com/pdfs/pr/2013-03-18cbj.pdf>をご参照ください。

3 本リリース添付1「振込先指定書」並びに添付2「新株予約権付社債の利息と遅延損害金の保有及び弁済充当の申述書」及び証拠書類の郵送先

必要事項を記載した「振込先指定書」、並びに必要事項を記載した「新株予約権付社債の利息と遅延損害金の保有及び弁済充当の申述書」及び証拠書類を郵送する際は、下記郵送先までお願い致します。

記

郵送先

更生会社エルピーダメモリ株式会社 更生管財人室CB係

住 所 〒104-0028 東京都中央区八重洲二丁目2番1号

電話番号 0120-22-3995（平日午前9時～午後5時30分）

FAX 03-3281-1726

第3 更生計画に基づく弁済について

1 弁済額を利息と利息以外のいずれから充当するかについて

弊社としては、利息を支払う際には所得税法等に基づき課税され得ること等に鑑み、本件社債を保有する皆様に対し可及的に多額の弁済を行う観点から、本件社債の遅延損害金と利息をいずれも保有する方については、遅延損害金等（利息以外）から充当する旨の同意を頂くことを考えております。本リリース添付2「新株予約

権付社債の利息と遅延損害金の保有及び弁済充当の申述書」に、遅延損害金等（利息以外）から充当することについて同意頂くための項目を設けておりますので、同意の□に印を付けて頂きますよう宜しくお願い致します。

2 利息に関する源泉徴収及び特別徴収

前述1のとおり、利息以外からの充当を考えていますが、皆様が本件社債の利息につき弁済を受ける場合には（例えば利息のみの保有者等）、課税が発生することがあります。

そこで、弊社が利息につき弁済する場合には、源泉徴収及び特別徴収の要否を確認するために、皆様に一定の書類等の送付をお願いすることがあり得ますが、その場合にはご協力の程宜しくお願い致します。なお、弊社は皆様について源泉徴収の要否を判断する情報を保有しておらず、従前本件社債を預かっていた口座管理機関様等にもご協力頂く必要があり得ること等にご留意ください。

3 第1回分割弁済日について

更生計画に基づく第1回分割弁済日は、マイクロン社とのスポンサー契約におけるクロージング条件を充足し同社による出資がなされてから3か月以内の日で、管財人が裁判所の許可を得て定める日となっておりますが、本日時点では、クロージング条件を充足していないことから、第1回分割弁済日は確定しておりません。

クロージング条件の充足及び第1回分割弁済日等については、確定次第、弊社ウェブサイト等を通じて債権者の皆様にご報告させて頂く予定です。

以 上

添付1 利息遅延損害金のみ保有者用（更生計画認可決定日（平成25年2月28日）時点において元本を保有する方については別途郵送します。）

振込先指定書

平成25年 月 日

東京地方裁判所 平成24年(シ)第1号 会社更生事件
更生会社 エルピーダメモリ株式会社 宛

(住所) 〒

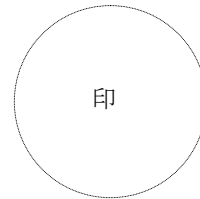
(債権者名)

(代表者名)

(担当者名)

(電話番号)

_____ (FAX番号) _____



平成25年2月28日に認可決定を受けた東京地方裁判所平成24年(シ)第1号会社更生事件の更生計画に基づく弁済金の振込先として以下の口座を指定します。

【振込金融機関口座】

金融機関名 _____ 銀行・信金・信組・農協 (該当するものに○印)

_____ 支店・営業部

(日本国内に存する金融機関口座をご指定下さい。)

(普通 ・ 当座) 預金

口座番号

--	--	--	--	--	--	--	--

フリガナ

口座名義

(口座名義は債権者名と同一のものをお願い致します。フリガナも必ずご記入ください。)

【留意事項】

- 1 印鑑は、適宜のものでかまいませんが、押印いただいた印鑑がどれかを忘れないようにして下さい。
- 2 更生計画において分割弁済を予定されている方については、第2回分割弁済以降についても、上記指定口座にお振り込みさせていただく予定です。
- 3 債権者の方が亡くなられた場合やご不明点がある場合は、更生管財人室にお問合せ下さい。
- 4 弁済金が上記指定口座に振り込まれた時をもって弁済金の受領とし領収書の発行は省略させていただきます。

添付2 利息遅延損害金のみ保有者用

新株予約権付社債の利息と遅延損害金の保有及び弁済充当の申述書

平成____年____月____日

エルピーダメモリ株式会社 御中

氏名（名称）

代表者（法人のみ）

住 所

電話番号

F A X

※エルピーダメモリ株式会社発行の新株予約権付社債の元本を保有しておらず、利息・遅延損害金のみを保有する方（以下「利息遅延損害金のみ保有者」といいます。）が、当該利息・遅延損害金について弁済を受けることをご希望の場合のみ、本書をご提出ください。

※平成25年2月28日（更生計画認可決定日）時点において当該新株予約権付社債の元本を保有している方については、弊社から、認可決定のお知らせと併せて弁済のご案内等を書面にてお送りする予定ですので、そちらをご覧ください。

※添付3「弁済を受けるために必要となる書類のご案内」をご覧ください、本書に必要事項を記載の上、証拠書類及び添付1「振込先指定書」とともに、添付3「弁済を受けるために必要となる書類のご案内」の第4記載の郵送先にご郵送ください。

第1 平成24年2月27日～同年3月22日における元本保有

あなたが、更生手続開始申立日である平成24年2月27日から更生手続開始決定日の前日である同年3月22日に2回債又は3回債²の元本を保有していた場合、

² ○2回債とは
エルピーダメモリ株式会社130%コールオプション条項付第2回無担保転換社債型新株予約権付社債（期中債

以下の表に、その元本保有期間と保有金額を記載してください（記載欄が不足する場合には、適宜別紙を追加してご記載ください。）。

< 2回債 >

元本保有期間	保有元本金額
平成24年 月 日から同年 月 日まで	

< 3回債 >

元本保有期間	保有元本金額
平成24年 月 日から同年 月 日まで	

※1 平成24年2月27日より前から、同年3月22日より後まで保有していた場合は、「元本保有期間」に「平成24年2月27日から3月22日」と記載してください。平成24年2月26日以前、同年3月23日以降の保有については記載頂く必要はありません。

※2 譲渡等により元本保有額に変動があった場合、変動の前後で分けて記載してください。

第2 他者（譲渡人）から譲り受けた利息と遅延損害金の保有

あなたが、**更生手続開始申立日である平成24年2月27日から更生手続開始決定日の前日である同年3月22日**において2回債又は3回債の元本を保有していた方（譲渡人）から、**平成25年2月27日（更生計画認可決定日の前日）以前**に利息や遅延損害金を譲り受けた場合、以下の表に、当該譲渡人の当該利息や遅延損害

還請求権及び転換社債型新株予約権付社債間限定同順位特約付)

○3回債とは

エルピーダメモリ株式会社 130%コールオプション条項付第3回無担保転換社債型新株予約権付社債（期中償還請求権及び転換社債型新株予約権付社債間限定同順位特約付)

金に関する元本の保有期間と保有金額を記載してください（記載欄が不足する場合には、適宜別紙を追加してご記載ください。）。

< 2回債 >

他者（譲渡人）の元本保有期間	他者（譲渡人）保有元本金額
平成24年 月 日から同年 月 日まで	

< 3回債 >

他者（譲渡人）の元本保有期間	他者（譲渡人）保有元本金額
平成24年 月 日から同年 月 日まで	

※他者（譲渡人）の元本保有期間は、譲渡人の元本の保有を証明する277条証明書を譲渡人より入手し、ご確認ください。

※前述第1の※1もご参照ください。

第3 弁済の充当について

私は、エルピーダメモリ株式会社から更生計画に基づく弁済を受けるに際し、充当の順序につき、私が保有する2回債と3回債の元本、遅延損害金、その他の利息以外の債権に充当し、さらに弁済を受けられる場合に2回債と3回債の利息に充当することに、

同意します。

同意しません。

※いずれかに☑を付けてください。

なお、同意頂けない場合、2回債と3回債の利息につき弁済するに際し、原則として源泉徴収及び特別徴収を要することによりあなたが実際に受領する金額が減少すること、源泉徴収等の要否を確認する手続を要すること等を考慮し、同意頂きますようお願い致します。

以上

添付3 利息遅延損害金のみ保有者用

弁済を受けるために必要となる書類のご案内

第1 この添付3にしたい書類郵送が必要となる方と必要となる書類と時期

1 書類郵送が必要となる方

エルピーダメモリ株式会社（以下「エルピーダ」といいます。）発行の新株予約権付社債（CB）である2回債と3回債³（以下「本件社債」といいます。）の元本を保有しておらず、利息・遅延損害金のみを保有する方（以下「利息遅延損害金のみ保有者」といいます。）が、当該利息・遅延損害金について弁済を受けることをご希望の場合のみ、この添付3にしたい後述2の書類を郵送してください。

なお、**更生計画認可決定日（平成25年2月28日）時点において**本件社債の元本を保有している方については、エルピーダから、認可決定のお知らせと併せて弁済のご案内等を書面にてお送りする予定であり、ご郵送頂く書式等も同封しますので、そちらをご覧ください。

2 必要となる書類

利息遅延損害金のみ保有者が、本件社債について利息又は遅延損害金の弁済を受けるためには、以下の書類を後述第4の郵送先にご郵送頂く必要があります。

1 添付1「振込先指定書」に必要事項を記載したもの

2 添付2「新株予約権付社債の利息と遅延損害金の保有及び弁済充当の申述

3

○2回債とは

エルピーダメモリ株式会社130%コールオプション条項付第2回無担保転換社債型新株予約権付社債（期中償還請求権及び転換社債型新株予約権付社債間限定同順位特約付）

○3回債とは

エルピーダメモリ株式会社130%コールオプション条項付第3回無担保転換社債型新株予約権付社債（期中償還請求権及び転換社債型新株予約権付社債間限定同順位特約付）

書」に必要事項を記載したもの

3 証拠書類（後述第3の2②③の下線部分のもの）

3 必要となる時期

平成25年4月20日までにご郵送頂きますようお願い致します。

第2 添付1「振込先指定書」

添付1に、必要事項を記載の上、ご郵送ください。

添付1で指定頂いた口座に振り込むことにより更生計画に基づく弁済を行います。

第3 添付2の記載方法と必要となる証拠書類についての説明

1 添付2の目的

添付2は、本件社債の利息と遅延損害金を保有する方にそのことを申し出て頂くことで、エルピーダにおいて保有者を把握できた利息と遅延損害金⁴について、更生計画に基づく弁済を行おうとするものです⁵（後述2の②③）。

また、更生計画に基づく弁済を行うに際し、源泉徴収及び特別徴収との関係等も踏まえ、弁済の充当の順序について同意頂くものです（後述2の④）。

2 添付2に記載頂く内容と同封頂く証拠書類

- ① 添付2冒頭の日付、氏名（法人の場合は名称と代表者名）、住所、電話番号、FAX番号をご記載ください。

⁴ 平成24年2月28日（更生手続開始の申立て日の翌日）～同年3月22日（更生手続開始決定日の前日）の遅延損害金に限られます。これより後に発生する遅延損害金は、更生計画に基づき全額免除されます。

⁵ 現在の制度上、エルピーダは元本保有者と保有金額は把握できますが、利息と遅延損害金の保有者と保有金額は把握できません。そのため、皆様に申し出て頂くものです。

- ② あなたが、平成24年2月27日～同年3月22日に2回債、3回債の元本を保有していた場合⁶、添付2の第1の表に、その元本保有期間と保有金額を記載してください。その場合、証拠書類として、保有期間と保有金額を証明する277条証明書⁷（そのコピーを含む。）（あなたの本件社債を預かっていた証券会社等の口座管理機関から発行してもらってください。）も同封してください。これにより、エルピーダは、あなたが保有する利息と遅延損害金を把握できます⁸。
- ③ また、あなたが、平成24年2月27日～同年3月22日の期間に元本を保有していた方（譲渡人）から、平成25年2月27日（更生計画認可決定の前日）以前に利息や遅延損害金を譲り受けた場合⁹、添付2の第2の表に、当該譲渡人の当該利息や遅延損害金に関する元本の保有期間と保有金額を記載してください。その場合、証拠書類として、（i）当該譲渡人の保有期間と保有金額を証明する277条証明書（そのコピーを含む。）（当該譲渡人を通じて、当該譲渡人の本件社債を預かっていた証券会社等から発行してもらって入手してください。）と（ii）当該譲渡人とあなたの連名の名義変更届出書、更生債権譲渡証書の写し、

⁶ その後、他者に利息や遅延損害金を譲渡し、現在保有していない場合は含まれませんので、ご注意ください。

⁷ 社債、株式等の振替に関する法律277条に定める振替口座簿に記録・記載された事項の証明書です。

⁸

○保有元本から利息を計算する際の計算式 ※円未満切捨

【平成24年2月27日保有元本金額】×0.5%÷2×150日÷183日

※0.5%…2回債の年利（3回債の年利は0.7%）

※÷2 …半年の利息のため。

※150日…平成23年10月1日～平成24年2月27日

※183日…平成23年10月1日～平成24年3月31日

○保有元本から遅延損害金を計算する際の計算式 ※円未満切捨

【平成24年2月28日～3月22日のうちの保有元本金額】×6%×保有日数（最大24日）÷365日

※6%…遅延損害金率

⁹ その後、他者に利息や遅延損害金を譲渡し、現在保有していない場合は含まれませんので、ご注意ください。

(あなたが法人の場合には代表者の資格証明書の写し)も同封してください。
また、当該譲渡人から、エルピーダに対し、確定日付ある証書(内容証明郵便等)により、債権譲渡通知を別途送付してください。これらにより、エルピーダは、あなたが保有する利息と遅延損害金を把握できます。いずれについても、弊社ウェブサイトにおいて掲載している平成25年3月18日付「更生計画認可決定後における債権譲渡に関するお知らせ(CB保有者用)」
<http://www.elpida.com/pdfs/pr/2013-03-18cbj.pdf>をご参照ください(当該リリースは更生計画認可決定後の債権譲渡に関するものですが、当該リリースの別紙CB-1及びCB-2は更生計画認可決定前の利息や遅延損害金の債権譲渡にも使用できます。)

- ④ 更生計画に基づく弁済を受けるに際し、充当の順序につき、あなたが保有する2回債と3回債の遅延損害金等の利息以外の債権に弁済を充当し、さらに弁済を受けられる場合に2回債と3回債の利息に充当することについて同意するか否かを選択しを付けてください。

なお、同意頂けない場合、2回債と3回債の利息につき弁済するに際し、原則として源泉徴収及び特別徴収され、あなたが実際に受領する金額が減少すること、源泉徴収等の要否を確認する手続を要すること等を考慮し、同意頂きますようお願い致します。

3 添付2の記載例等

- (1) 平成24年2月27日～**同年**3月22日における元本保有(前述2②)の記載例

※2回債も3回債も記載内容は同じです。

- (例) 平成24年2月27日から**同年**3月10日まで300万円を保有し、平成24年3月11日に元本200万円を譲り受けた場合

元本保有期間	保有元本金額
平成24年2月27日から同年3月10日まで	300万円
平成24年3月11日から同年3月22日まで	500万円

※表中の(例)が2回債(年利0.5%)の場合、平成24年2月27日～同年3月10日における元本300万円及び平成24年3月11日～同年3月22日における元本500万円の保有を証明する277条証明書の郵送により、

- ①平成24年2月27日の保有元本金額300万円に対する利息(金額6147円¹⁰)保有、
 - ②平成24年2月28日～同年3月10日の保有元本金額300万円に対する遅延損害金(金額5917円¹¹)及び平成24年3月11日～同年3月22日の保有元本金額500万円に対する遅延損害金(金額9863円¹²)の保有、
- が認められ、かかる利息及び遅延損害金について、更生計画に基づく17.4%の確定額弁済及び追加弁済を受けることができます。

(2) 他者(譲渡人)から譲り受けた利息と遅延損害金(前述2③)の記載例

※2回債も3回債も記載内容は同じです。

¹⁰ 300万円×0.5%÷2×150日÷183日(円未満切捨)
 ※0.5%…2回債の年利(3回債の場合、年利0.7%)。
 ※÷2…半年の利息のため。
 ※150日…平成23年10月1日～平成24年2月27日
 ※183日…平成23年10月1日～平成24年3月31日

¹¹ 300万円×6%×12日÷365日(円未満切捨)
 ※6%…遅延損害金率
 ※12日…平成24年2月28日～平成24年3月10日

¹² 500万円×6%×12日÷365日(円未満切捨)
 ※6%…遅延損害金率
 ※12日…平成24年3月11日～平成24年3月22日

(例) 上記(1)の例において、平成24年3月11日に、譲り受けた元本200万円に関し、譲渡人から利息と平成24年2月28日～同年3月10日の遅延損害金も併せて譲り受けた場合

他者（譲渡人）の元本保有期間	他者（譲渡人）の保有元本金額
平成24年2月27日から同年3月10日まで	200万円

※表中の(例)が2回債(利率年0.5%)の場合、譲り受けた元本額200万円について、平成24年2月27日～同年3月10日における譲渡人の元本200万円の保有を証明する277条証明書、譲渡人とあなたとの連名の名義変更届出書、更生債権譲渡証書及び(あなたが法人の場合には)代表者の資格証明書の写しの郵送並びに譲渡人からの利息と遅延損害金の債権譲渡通知により、

①平成24年2月27日の保有元本金額200万円に対する利息(金額4098円¹³)の保有、

②平成24年2月28日～同年3月10日の保有元本金額200万円に対する遅延損害金(金額3945円¹⁴)の保有、

が認められ、かかる利息及び遅延損害金について、更生計画に基づく17.4%の確定額弁済及び追加弁済を受けることができます。

¹³ 200万円×0.5%÷2×150日÷183日(円未満切捨)

※0.5%…2回債の年利(3回債の場合は年利0.7%)。

※÷2…半年の利息のため。

※150日…平成23年10月1日～平成24年2月27日

※183日…平成23年10月1日～平成24年3月31日

¹⁴ 200万円×6%×12日÷365日(円未満切捨)

※6%…遅延損害金率

※12日…平成24年2月28日～平成24年3月10日

第4 郵送先

添付1、添付2及び証拠書類は、下記郵送先まで郵送してください。

記

郵送先

更生会社エルピーダメモリ株式会社 更生管財人室CB係

住 所 〒104-0028 東京都中央区八重洲二丁目2番1号

電話番号 0120-22-3995 (平日午前9時～午後5時30分)

FAX 03-3281-1726

なお、利息及び遅延損害金については、添付1、添付2及び証拠書類の全てを然るべき内容でご郵送頂いたことをエルピーダにて確認できた後に弁済をさせていただきますので、ご郵送頂くタイミングによっては、更生計画に基づく弁済を受ける時期が遅れ得ることにご留意ください。

以上